

議案第 88 号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和 40 年墨田区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「90 円」を「70 円」に改める。

第 15 条の 3 第 1 項及び第 22 条第 2 項の表中「墨田区総合体育館」の次に「、隅田公園自動車駐車場」を加え、「別表第 6」を「第 22 条第 1 項第 1 号及び別表第 6」に改める。

第 24 条第 2 項中「並びに同条第 2 項及び第 16 条第 1 項」を「、同条第 2 項」に改め、「使用料」の次に「及び第 27 条第 1 項の規定により区長の承認を得て定めた利用料金に相当する額の使用料」を加える。

別表第 1 に次のように加える。

墨田区立横十間川水辺公園	東京都墨田区太平四丁目、横川五丁目、業平五丁目地先
墨田区立竪川緑道公園	東京都墨田区両国二丁目、三丁目、四丁目、千歳一丁目、二丁目、三丁目、緑一丁目、二丁目、立川一丁目、二丁目地先

別表第 2 墨田区立緑児遊園の項を削る。

別表第 3 中「2,031 円」を「2,110 円」に改める。

別表第 5 中「1,856 円」を「1,933 円」に、「825 円」を「859 円」に、「1,375 円」を「1,432 円」に、「550 円」を「572 円」に、「1,038 円」を「1,245 円」に、「412 円」を「429 円」に、「687 円」を

「716円」に、「1,184円」を「1,420円」に、「10,800円」を「11,280円」に、「16,875円」を「17,625円」に、「23円」を「24円」に、「34円」を「35円」に、「45円」を「47円」に改める。

別表第7自動車駐車場の項を削り、同表付記5を削り、同表付記6中「、魚つり場及び自動車駐車場」を「及び魚つり場」に改め、同表付記6を同表付記5とする。

別表第8付記2中「別表第7付記5に規定する規則で定める使用時間」を「規則で定める利用時間」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第12条第2項、別表第3及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料又は占用に係る占用料から適用する。

(提案理由)

固定資産税に係る固定資産の評価替え等に伴い公園の土地等の使用料等を改定するとともに、隅田公園自動車駐車場の使用料に係る規定を削除するほか、墨田区立横十間川水辺公園及び墨田区立堅川緑道公園を公の施設として設置する等の必要がある。

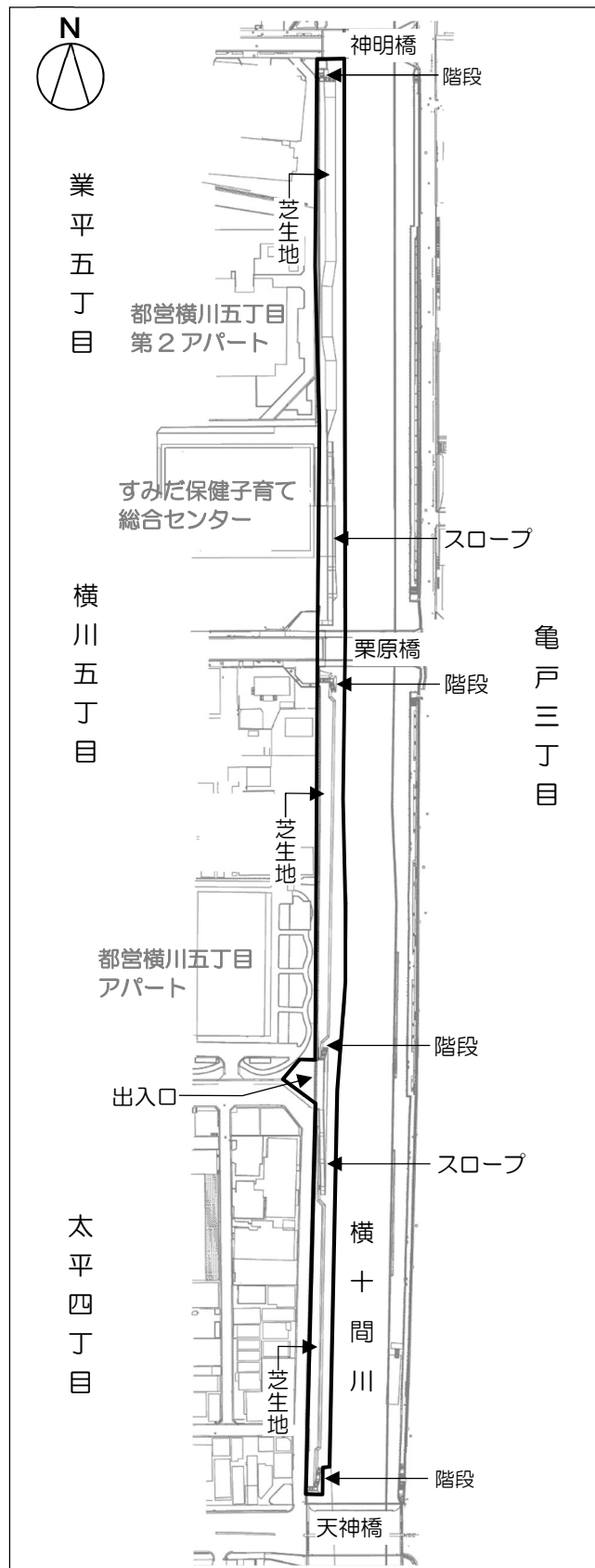
(参考)

墨田区立横十間川水辺公園概要

名 称	墨田区立横十間川水辺公園
位 置	墨田区太平四丁目、横川五丁目、業平五丁目地先
規 模	5, 7 6 6 . 3 7平方メートル



案 内 図

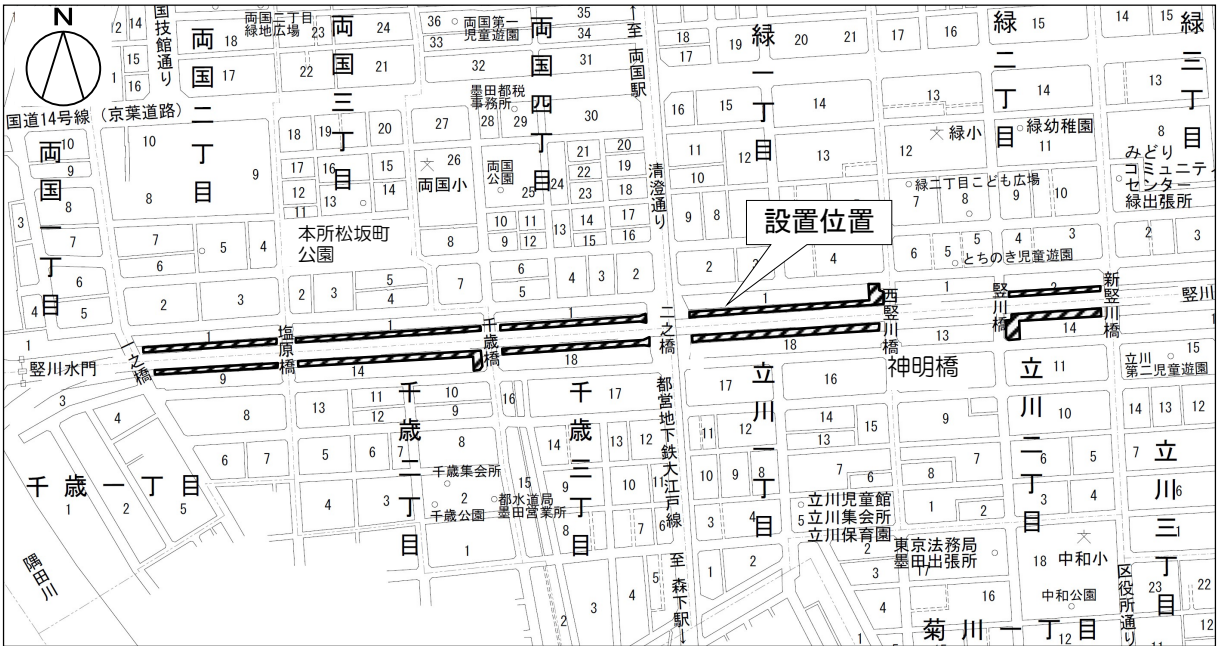


平面図

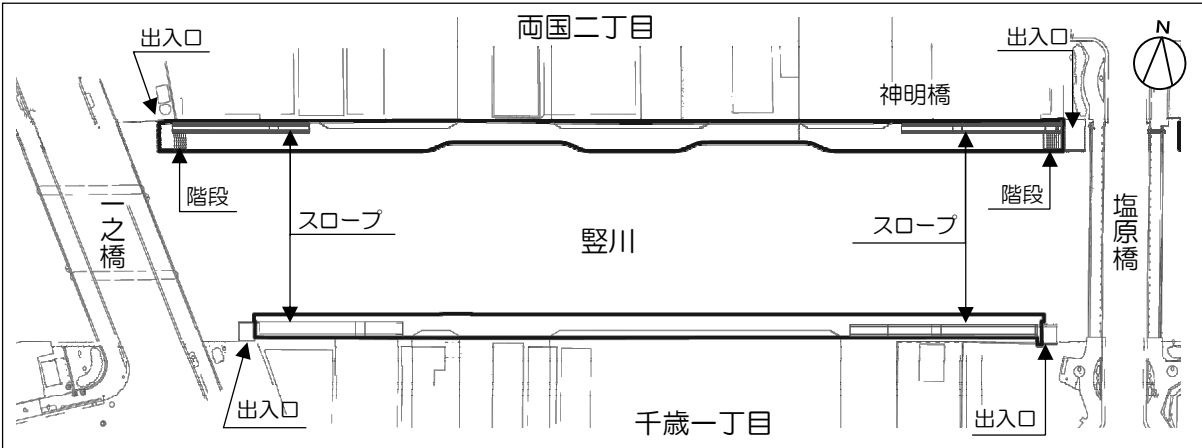
(参考)

墨田区立豎川緑道公園概要

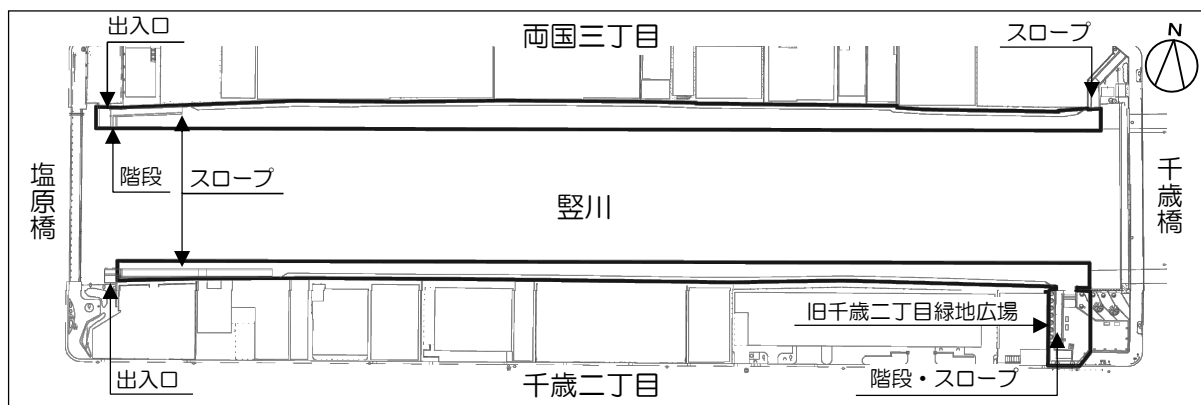
名	称	墨田区立豎川緑道公園
位	置	墨田区両国二丁目、三丁目、四丁目、千歳一丁目、二丁目、三丁目、緑一丁目、二丁目、立川一丁目、二丁目地先
規	模	7，532．48平方メートル



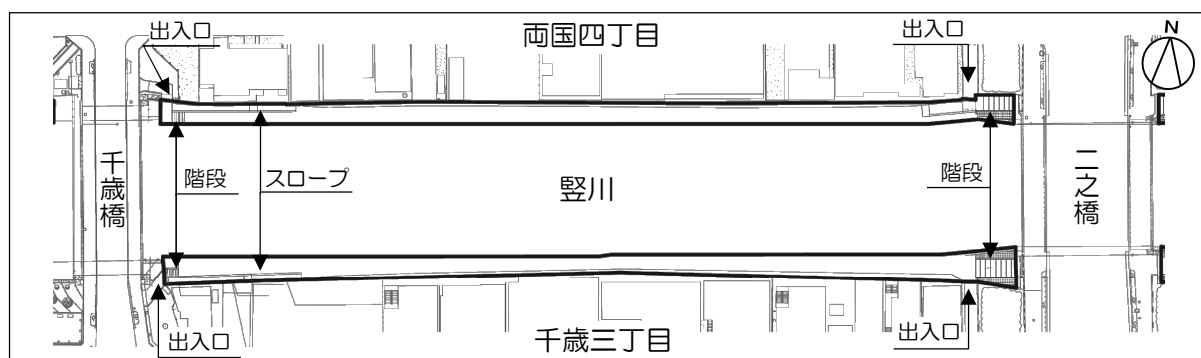
案 内 図



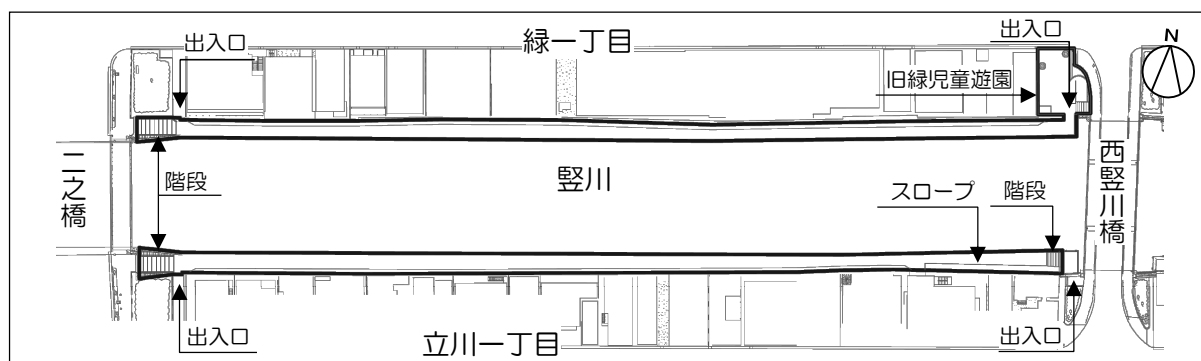
両国二丁目・千歳一丁目付近 平面図



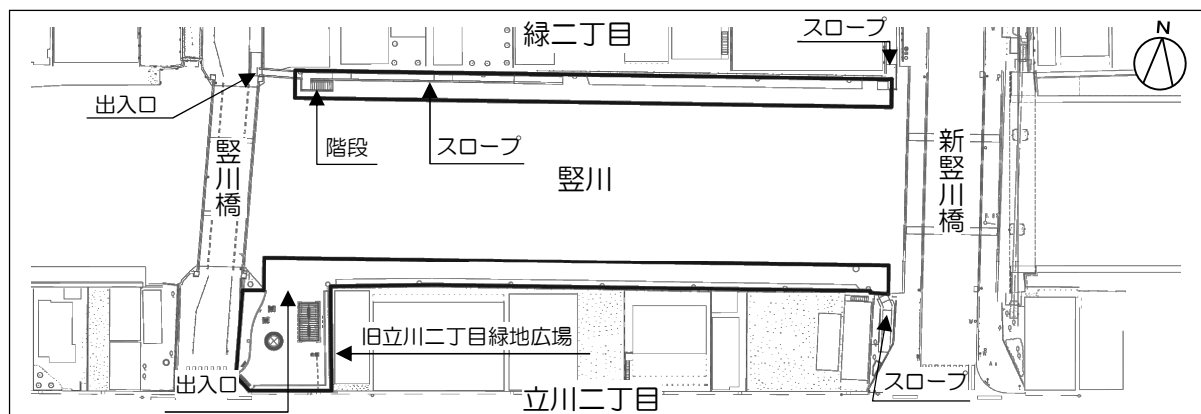
両国三丁目・千歳二丁目付近 平面図



両国四丁目・千歳三丁目付近 平面図



緑一丁目・立川一丁目付近 平面図



緑二丁目・立川二丁目付近 平面図